コーポレート・ガバナンス報告書

2026年9月28日

会　社　名　　株式会社フロンティアハウス
（コード番号　5528 TOKYO PRO Market）
代 表 者 名　　代表取締役社長CEO　佐藤勝彦
問 合 せ 先　　取締役CMO　古谷幸治
T　E　L　　045-319-6345(代)
U　R　L　　https://www.frontier-house.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は、以下のとおりであります。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フューチャーアセットパートナーズ	656,600	67.00
佐藤　勝彦	323,300	32.99
株式会社アズ企画設計	100	0.01

(注) 所有株式数及び割合には、当社所有の自己株式20,000株を除いて記載しております。

支配株主名	株式会社フューチャーアセットパートナーズ、 佐藤　勝彦

親会社名	なし

補足説明

株式会社フューチャーアセットパートナーズは、当社代表取締役社長CEO佐藤勝彦が全株式を保有する資産管理会社であります。

３．企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	６月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	６名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長 更新	代表取締役社長
取締役の人数	３名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	－
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	－

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	２名以内
監査役の人数	１名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、監査法人と監査及び期中レビュー契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携を行っております。 また、監査役、監査法人及び内部監査室は、定期的に三様監査を実施し、監査計画や監査結果について相互に連絡を取り合って情報交換を行い、連携を深めることでより有用な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	１名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	－

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡　伸浩	弁護士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j.上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡　伸浩	―	―	弁護士として、企業法務に関する高度な知見を有しており、法令遵守及びガバナンス強化の観点より、中立的かつ客観的な立場からの提言・助言が期待できるため、適任であると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	―

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストック・オプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の持続的な向上及び株主と一層の価値共有を進めることを目的として、導入しております。

ストック・オプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの結束力をさらに高め、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させることを目的として、株主総会にて承認された範囲内でストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円を超える者がいないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会においてその総額を決議し、取締役会にて各取締役の報酬額の決定の決議をしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、経営管理部が取締役会開催前に電子メール等を利用した情報共有、及び必要に応じた事前説明を行うことで、審議の充実化や円滑化を図り、社外監査役の監査機能が有効になるようサポート体制を整えております。また、取締役会のスケジュールについても年間計画を作成する等考慮し、社外監査役が出席できるよう調整しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

①　取締役会

取締役会は、取締役３名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役１名が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

②　監査役

当社は、監査役制度を採用しており、１名で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理やコンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

③　監査法人

当社は、監査法人コスモスと監査及び期中レビュー契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年６月期において監査を執行した公認会計士は小室豊和氏、寺島洋希氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。

また、当該監査に係る補助者は公認会計士６名その他１名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

④　内部監査室

当社は、内部監査部門として代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。業務監査を実施後、速やかに内部監査報告書を作成し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。また、必要があれば改善事項の指摘及び指導を行っております。

⑤　内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会規程、職務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織及び特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、全ての取締役及び従業員が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、リスク・コンプライアンス等規程を定め、啓蒙活動を行っております。

⑥　内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査室(専任担当者２名)が所管部門として、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査室は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について共有しております。

監査役は、内部監査室より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行っております。取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

さらに、監査役・監査法人・内部監査室の三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携の取れる場として三様監査を定期的に実施しております。

⑦　責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を監査役と締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする旨を定款に定めております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模を考慮し、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ.株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報及び各種プレスリリース等を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら、IR 活動を実施してまいります。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、リスク・コンプライアンス等規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させるとともに、内部通報規程を定め、社内外の通報窓口を設けることで従業員を保護するなど、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。 また、株式取扱規程及びインサイダー取引防止規程を定めることで、株主や従業員等の権利及び義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、 CSR 活動等の実施	【サステナビリティ活動】 当社は、100 年先を見つめた確かなビジョンで「社会性の高い会社であり続ける」というミッションに基づき、事業活動を通じた持続可能なまちづくりの実現に向けて、以下のようなサステナビリティ活動を推進しております。 ①　深刻化する空き家増加に伴う社会的課題の解決を目的とし、「日本空き家サポート」を運営する株式会社 L&F と業務連携を行いました。総合不動産事業を展開してきた当社の強みと、住宅資産に対し適切なサービスを提供する株式会社 L&F の豊富な実績を活かし、今後は空き家所有者に対して安心できる維持管理及び最適な利活用を提案してまいります。 ②　環境保全及び地域社会への貢献を目的とし、当社創業の地であり、また、当社が運営する飲食店の所在地でもある神奈川県横浜市神奈川区にて、清掃ボランティア活動に参加いたしました。地域への感謝の気持ちを込め、今後も環境保全及び地域貢献活動を推進してまいります。

	補足説明
	③　民間企業の実務体験を通した教育者の視野拡大及び子どもへの教育還元を目的とし、横浜市及び川崎市教育委員会より短期企業等研修派遣の受け入れを行いました。教育者への研修を通して、人財育成についての情報共有や、教育現場との連携強化につなげております。
その他	【DX 推進に対する取り組み】 当社は、名刺管理サービス「Eight Team」を全社横断で活用し、営業活動の可視化と生産性向上を達成した先進的な取り組みが高い成果として評価され、「Eight Award 2025」にて「チーム・オブ・ザ・イヤー」を受賞いたしました。今後も DX を推進し、業務の自動化・平準化を通じてさらなる生産性の向上を図ることで、事業成長及び持続可能な企業価値の向上を目指してまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規範に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

①　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。

②　反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力排除規程」、「反社会的勢力対応手順書」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」を制定し、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、顧客及び取引先と締結する契約書等では、顧客及び取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の「反社会的勢力排除条項」を記載しております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

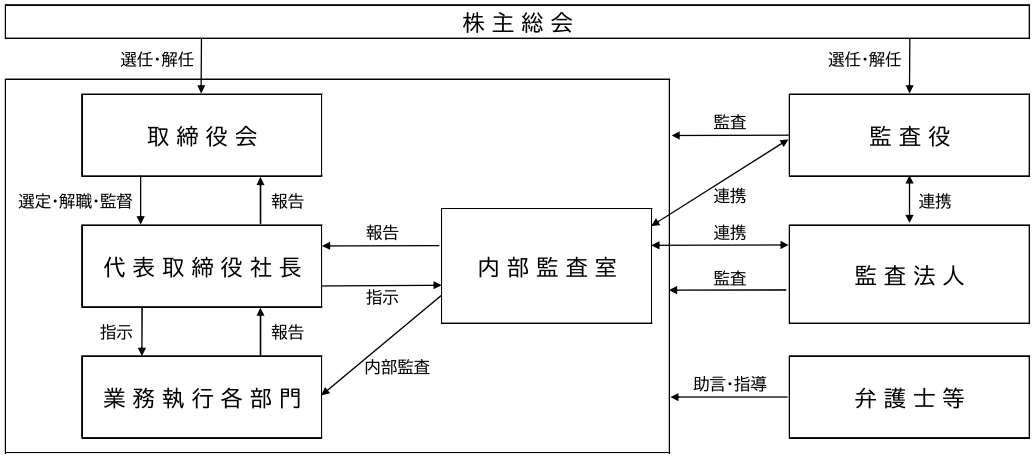

【適時開示体制の概要(模式図)】

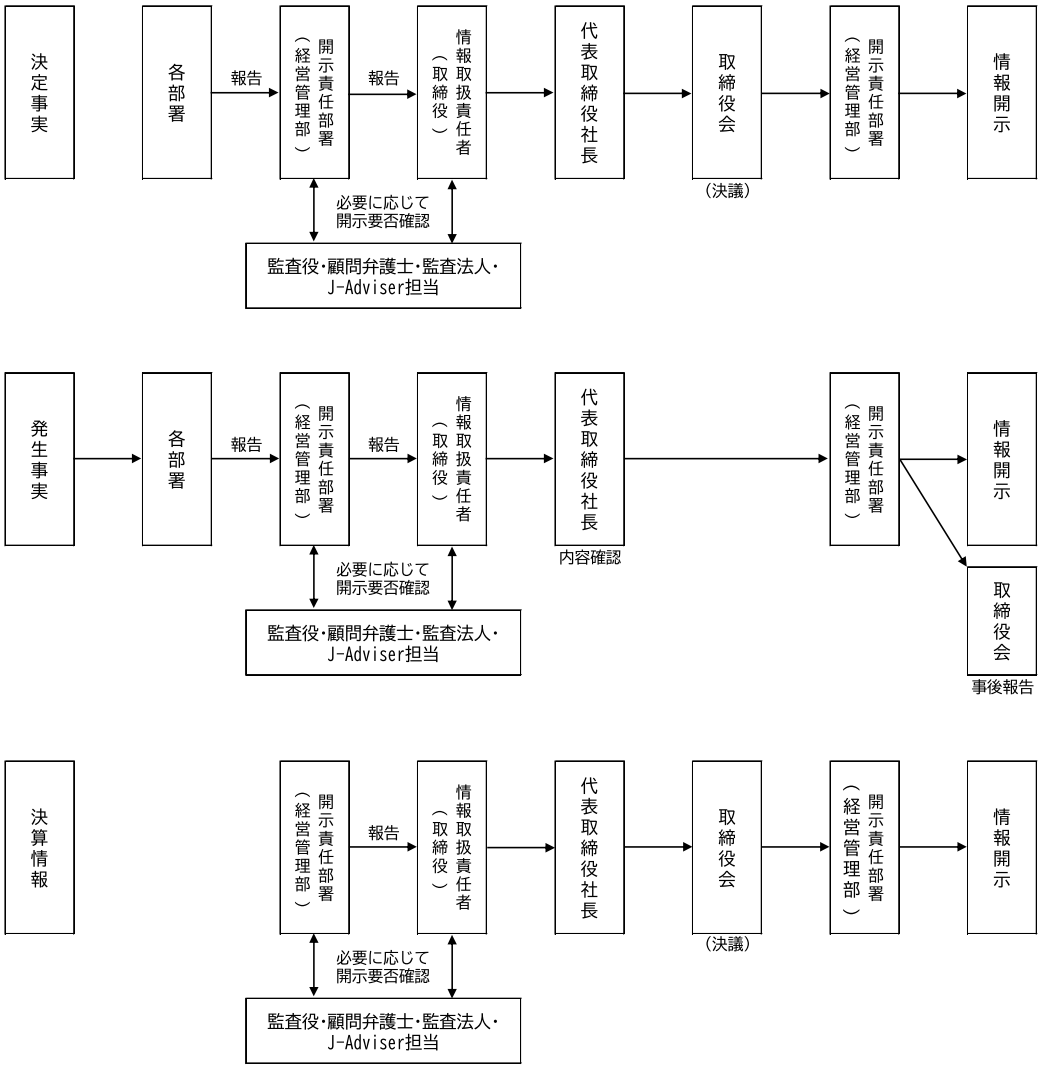

以上